**令和７年度兵庫区子育て応援サポーター業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１　委託業務名**

令和７年度兵庫区子育て応援サポーター業務

**２　業務内容に関する事項**

（１）事業目的

子ども達の健やかな成長のため、子育て支援のためのサポーターを配して地域の子育

てを支援する。特に子育て負担の大きい乳幼児を持つ家庭について、区役所や地域の関係機関と連携を密にし、子育て家庭の孤立化、虐待の未然防止を図る。

（２）業務内容

別紙仕様書のとおり

（３）委託料の上限額

１，８００，０００円（消費税及び地方消費税含む）

（４）契約期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日まで

（５）履行場所

ア　事務作業時は兵庫区保健福祉部保健福祉課の事務室

イ　兵庫区役所・兵庫区内の児童館・保育所・地域福祉センター・小学校　等

**３　契約に関する事項**

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結せず、契約締結後に判明した場合は解除する。

（２）委託料の支払い

令和８年３月の「子育て応援サポーター活動報告書」提出終了後、区の検査のうえ、受託者の請求に基づき支払うこととする。ただし、業務着手に必要な場合には、契約締結前に協議のうえ、委託料の１/２を限度に、受託者の請求に基づき前金払いで支払う。

（３）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、委託金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

**４　応募資格、必要な資格・許認可等**

（１）個人の場合

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。なお、大学院、企業、各種団体等に所属している場合は、その指導教官や所属長などによる許可が必要である。

ア　保育士または幼稚園教諭の有資格者

イ　子育て支援を目的とした地域活動に熱意があること

ウ　区ホームページやSNS等を活用した情報発信ができること

エ　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと

オ　経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されている者ものを除く）でないこと

カ　参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと

キ　国税及び地方税を滞納していないこと

ク　神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

ケ　神戸市における請負及び委託契約の業務において、これまで契約違反など履行状況が不良との評価をうけていないこと

（２）単一の団体、もしくは複数の事業者等により構成される共同体の場合

上記（１）アに掲げる要件について有資格者を1名以上含むものとする。

また、構成員のすべてについて、上記（１）イ～ケに掲げる要件をすべて満たしているものとする。

**５　スケジュール**

（１）公募開始 令和７年１月６日（月）※予定

（２）参加申請関係書類及び質問票の提出期限 令和７年２月１８日（火）※予定

（３）質問に対する回答 令和７年２月２５日（火）※予定

（４）委託選定委員会（プレゼンテーション審査） 令和７年３月５日（水）※予定

（５）選定結果通知 令和７年３月中旬　※予定

（６）契約締結 令和７年３月下旬　※予定

**６　応募手続き等に関する事項**

（１）実施要領交付開始日　　　　　　　　　　 令和６年１２月２４日(火)

（２）実施要領交付場所　　　　　　　　　　　 神戸市ホームページに掲載

https://www.city.kobe.lg.jp/e76978/kuyakusho/hyogoku/kosodate/kosodate\_supporter.html

（３）交付資料

ア　兵庫区子育て応援サポーター業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ　業務委託仕様書

ウ　選定基準

エ　各種提出様式（様式第１～２号）

（４）受付期間

令和７年１月６日（月）から令和７年２月１８日（火）

平日９時から１７時の間のみ受付（１２時～１３時は除く）

（５）提出書類

ア　参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ　経歴書（様式第２号-1）

氏名、性別、生年月日、年齢、現住所、電話番号、学歴（最終学歴とその直前の学歴を記入）、職歴、地域づくり・まちづくり活動・子育て支援活動に関する経験・経歴、資格・免許等を記入し、顔写真（タテ4.0 cm×ヨコ3.0 cm、裏面には氏名を記入）を貼り付けたもの

ウ　保育士若しくは幼稚園教諭の資格を証する書類（コピー1枚）

エ　大学院、企業、各種団体等に所属している場合は、その指導教官、所属長などによる「子育て応援サポーター」従事の許可書（A4サイズ・様式は自由）

オ　団体の場合、申込団体概要（様式第２号-２）

カ　企画提案書

必須記載事項は以下の通りとする。

（ア）テーマ：子育て応援サポーターとして取り組みたいこと及び活動により地域に与  
える効果（様式自由、A4サイズ２枚程度）

（イ）提案内容についての具体的な実施方法・実施計画（スケジュール）等

（ウ）業務遂行のための実施体制等

（エ）見積書　※費用の内訳額と消費税及び地方消費税額、税を含めた費用総額を記載すること。

キ　質問票（様式自由）　※必要な場合のみ

（６）提出方法

受付期間内に応募者本人または団体代表者が直接持参すること。郵送では受け付けな

い。

（７）質問票への回答

参加申込書を提出した全者に対して、FAX又はEメールにより回答する。

なお、審査内容に直接関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

**７　選定に関する事項**

本企画提案の審査については、「兵庫区保健福祉部子育て応援サポーター業務委託選定委員会」（以下「委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

提出された書類等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、選定基準に基づいて評価し、委員会の評価点が最も高い参加者・事業者から順に、契約の相手方の候補者として挙げる。

（１）委員会（プレゼンテーション審査）

ア　日時　令和７年３月５日　１４時から１６時　※予定

イ　場所　兵庫区役所内

ウ　内容　書類審査・プレゼンテーション及びヒアリング

（ア）書類審査

提出書類について審査を行う。応募資格、提出書類の不備等形式的な審査とする。

（イ）プレゼンテーション及びヒアリング

※企画提案書に基づくプレゼンテーションを行う。

※当日プレゼンテーション資料（様式自由）を持参すること。

※開催日時・場所や内容について、参加申込者に対して２月末までに別途通知する。

※実際に業務に携わる担当者が提案説明を行うこと。

※参加申込者は、当日、企画提案説明時に必要な機材やデータを用意すること。

（２）選定基準

審査は、別紙（選定基準）に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に審査を行う。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めること

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ　事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に個別通知し、兵庫区ホーム

ページに掲載する。

兵庫区ホームページには選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

**８　その他**

（１） 提案に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、選定結果の如何に関わらず、参加者の負担とする。

（２）採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（３）すべての提出書類は返却しない。

（４）区職員より提出書類の内容に関する質問があった場合は回答に応じなければならない。

（５）提出された書類は、選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

（６）期限後の提出、差し替え等は認めない。

（７）参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの  
暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（８）本業務の契約締結は、令和７年度一般会計予算の成立を前提とする。

（９）提案者からの企画提案について、選定基準に基づき評価を行い、その結果、契約候補者が選定されない場合もある。

**９　提出先、問い合わせ先**

兵庫区保健福祉部保健福祉課保健担当

住所：〒６５２－８５７０　神戸市兵庫区荒田町１丁目２１番１号　兵庫区役所５階

電話：０７８－５１１－２１１１（内線４１７）

FAX：０７８－５１１－０２０３

※電話及び応募書類持参の場合は、平日９時～１７時（１２時～１３時を除く）の間とする。

※兵庫区役所に来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。